

## 令和5年度中野区業務委託の提案制度における採用・不採用業務の決定について

令和5年度中野区業務委託の提案制度における採用・不採用業務について、次のとおり決定した。

### 1 事業提案の公募

中野区区民公益活動の推進に関する条例に基づき、区民公益活動団体の活動の特長を生かした行政サービスへの参入機会を提供するため、区の業務として実施することが望ましい業務について、業務提案の公募を行った。

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| (1) 応募期間      | 令和5年6月23日から7月14日まで    |
| (2) 提案業務の実施期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |
| (3) 応募業務数     | 2業務                   |

### 2 提案業務及び審査結果

別紙のとおり

### 3 今後の予定

令和6年2月初旬 採用及び不採用業務の公表

## 提案業務及び審査結果

団 体 名	ジャパンボッチャクラブ
業 務 名	ダイバーシティ&ユニバーサルスポーツ・ボッチャプロジェクト
提案団体の見積額	337,988円
担当課	教育委員会事務局指導室
業務概要	中野区内の幼稚園・小学校・中学校を対象とし、年齢、性別、身長、体重による区別のない、新世代スポーツのあり方をボッチャを体験し学ぶ。
中野区公益活動推進協議会の答申	<p>ボッチャ体験は、誰もが身近に運動・スポーツ活動に取り組める環境づくりを目指す取組として区の政策方針とも合致し、公益活動としての意義を感じる。</p> <p>しかし、学校の授業としてボッチャを通したプログラムを積極的に導入する明確な理由や各学校のカリキュラムにおいて実際に導入可能であるか等の具体的なニーズ調査も行われていないことから、調査に基づく事業計画が不十分であると言える。</p> <p>また、令和4年度の本事業提案の際、協議会から課題としてあげていた団体の事業実施体制についても解消されたと見受けられないことも含め、区の委託業務として採用することは難しいと考える。</p>
採用の可否	不採用
答申を踏まえた採用の可否の理由	事業の実行可能性のデータが不足しており、計画が精査しきれていない。また、前年度とほぼ同一内容の業務実施体制のまま申請されており、課題が解消されていない。

団 体 名	一般社団法人中野権利擁護センター アクセプト
業 務 名	成年後見制度法人後見体制整備促進事業
提案団体の見積額	1, 993, 156円
所管課ヒアリング後	1, 713, 270円
担当課	健康福祉部福祉推進課
業務概要	<p>複数年次にわたる事業展開を予定する。</p> <p>令和6年度は、成年後見制度利用促進に係る中野区の中核機関と協議の上、①法人後見体制理解促進のために必要となる基礎調査、②法人後見理解促進リーフレット作成、合わせて③地域区民団体、介護・支援事業者等への周知広報活動を展開する。</p> <p>翌年度は、新規参入法人の確保、市民後見人の積極的活用を含む法人後見運営マニュアル整備、情報の共有や支援従事者間の経験交流及び共同研修、法人後見理解促進広報活動等を担う「連絡会」の立ち上げを中核機関との協働により実施する。</p>
中野区公益活動推進協議会の答申	<p>成年後見制度における法人後見の利用者が全国的に増加する傾向にある中、中野区における現状は、社会福祉協議会以外、他団体の実績はほとんどなく、法人組織による後見体制の整備と推進が必要であると思われる。そういった中、法人後見体制整備の促進に必要な調査や法人後見利用調査等の基礎調査を行う提案については、委託業務としての可能性はあると思われる。</p> <p>団体として法人後見の実績がなく、提案された事業の活動実績もないという観点では、業務委託に関して不安要素はあるものの、所管課と団体とで事業内容を整理し、見積もりをとり直しするなど、委託事業化できる方向で検討されたい。</p>
採用の可否	一部採用
答申を踏まえた採用の可否の理由	当初の提案のうち、法人後見体制整備の促進にかかる調査について、所管課と内容を精査し、業務委託として採用とする。